

令和4年9月1日

高齢者支援事業部職員各位

社会福祉法人淳風会
理事長 西村 良廣

介護職員等ベースアップ等支援加算支給について

表記の件について、別紙介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書と本通知にて説明致します。
疑問点等ありましたら、施設長に遠慮なくお聞き下さい。

1. 介護職員等ベースアップ等支援加算の概要（厚労省資料より抜粋）

2022年10月～新設される加算。

2022年9月迄実施される介護職員処遇改善支援補助金から移行される。

内容は介護職員処遇改善支援補助金を引き継ぐ形であり、財源が補助金から介護報酬へ移行される。

2. 令和4年10月～令和5年3月の介護職員処遇改善支援補助金における賃金改善の具体的な取組内容

(1) 概要

- ・令和4年10月～令和4年3月までの基本給増額分
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算手当として加算入金月に支給する。
その際に使用する勤怠は他の支給項目と揃えるため、支給月に使用している月分とする。
例. 令和4年10月提供分は令和4年11月勤怠を使用して令和4年12月支給
- ・その他、具体的な支給方法は介護職員処遇改善支援補助金手当と同様とする。
- ・支給スケジュール
令和4年11月：介護職員処遇改善支援補助金手当最終支給
令和4年12月：介護職員等ベースアップ等支援加算手当支給開始

(2) 支給対象者

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算対象事業所の職員

(3) 配分方法・支給予定金額

- ・令和4年10月～令和5年3月までの基本給増額分は対象職員全員
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算手当は介護職員等特定処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善手当）と同様の対象者とする。支給比率は一律とする。契約職員に対しても常勤換算に応じた金額にて支給する。
- ・その他、具体的な配分方法は介護職員等特定処遇改善加算手当と同様とする。

支給予定金額

40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 4,000 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 3,200 円/月額

契約職員・期間契約職員 手当額 24 円/時給

業績により金額に変動が生じる場合あり。